ID:　66

担当部署:　企画部 国際文化推進室 スポーツ推進課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例　第10条
例規番号	昭和47年条例第26号

【根拠条文】

（使用料）

第10条　センターの使用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市内の青少年が青年の家の設置の趣旨に沿つて使用する場合は、無料とする。

別表第1(第10条関係)

体育館・青少年センター使用料金表

1　専用使用

区分 室名	午前	午後		夜間
	午前9時から午前11時50分まで	正午から午後2時50分まで	午後3時から午後5時50分まで	午後6時から午後8時50分まで
競技場	円 12,240	円 12,240	円 12,240	円 24,480
剣道場	2,040	2,040	2,040	5,040
柔道場	2,040	2,040	2,040	5,040
弓道場　弓道使用	2,040	2,040	2,040	5,040
弓道場　その他使用	3,120	3,120	3,120	7,320
控え室	1,680	1,680	1,680	2,640
多目的室(1)	720	720	720	1,320
多目的室(2)	1,440	1,440	1,440	2,160
多目的室(3)	2,400	2,400	2,400	4,080
大会議室	2,400	2,400	2,400	4,080
第1会議室	840	840	840	1,560
第2会議室	720	720	720	1,320
第1研修室	1,560	1,560	1,560	2,400
第2研修室	1,560	1,560	1,560	2,400
音楽室	2,160	2,160	2,160	3,000
多目的研修室	960	960	960	1,800

2　一般使用

区分	使用料	備考
トレーニング室	1回　360円 回数券(11枚綴り)　3,600円	中学生以下を除く。使用料は1人1回2時間とする。

備考

1　競技場の半面を使用する場合は、当該使用区分に係る使用料は半額とする。

2　市外居住者及び団体等が使用するときは、当該使用区分に係る使用料の100パーセン

トの額を加算する。

3　使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、当該使用区分に係る使用料の50パーセントの額を加算する。

4　体育事業及び青少年活動以外に使用するときは、当該使用区分に係る使用料の100パーセントの額を加算する。

5　2区分以上を引き続いて使用するときは、区分の間の時間は使用に供して差し支えないものとし、この間の使用料は別に徴収しない。

6　第5条の2第3項の規定により、午前9時以前又は午後8時50分以後にセンターを使用する場合の使用1時間までごとの使用料は、午前9時以前の使用にあつては午前の区分の使用料の額に、午後8時50分以後の使用にあつては夜間の区分の使用料の額に、それぞれ170分の60を乗じて得た額(10円未満切上げ)とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日